

春日部市立学校における働き方改革基本方針

令和5年4月1日～令和8年3月31日



令和5年4月

春日部市教育委員会

－ 目 次 －

春日部市立学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ

「春日部市立学校における働き方改革基本方針」概要

- 1 「学校における働き方改革基本方針」の制定に当たって・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 本市のこれまでの取組
 - (2) 教職員の勤務実態の現状と前「基本方針」の評価・検証

- 2 「基本方針」の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 目 的
 - (2) 教職員の働き方の現状と課題
 - (3) 目 標

- 3 目標達成に向けた四つの視点と主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 目標達成に向けた四つの視点
 - ア 教職員の負担軽減のための条件整備
 - イ 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
 - ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進
 - エ 保護者や地域の理解と連携の促進
 - (2) 主な取組

- 4 フォローアップと今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) フォローアップ
 - (2) 今後の進め方

春日部市立学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ

中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月26日）では、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要」とされています。

社会における学校教育への期待は大きく、先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、学校教育を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。特に、未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症をめぐっては、教職員が一丸となって子どもたちを守る姿に、学校教育が社会の中で果たす役割の大きさを再認識いたしました。本市の学校教育は、教職員の皆様の不断の努力によって支えられていることを誇りに思います。

しかしながら、教職員の長時間勤務や教師不足の深刻化などの全国的な課題は、本市においても例外ではありません。本市の目指す「伝えあい 学びあい 育ちあい 思いあいがうれしい教室 うれしい学校」を築く土台として、教職員が、心身ともに健康で、毎日笑顔で子どもたちと向き合うことのできる環境こそが重要であると考えます。

このことから、本市では、令和2年3月に制定した「春日部市立学校における働き方改革基本方針」（以下「前『基本方針』」という。）に基づき、積極的に取組を進めてきたところですが、依然として、前「基本方針」の目標達成には至っておりません。特に、時間外在校等時間の長さは、解決すべき大きな課題の一つとなっています。そこで、これまでの埼玉県教育委員会による「勤務状況調査」及び市内教職員に対する意識調査を基に、前「基本方針」の評価・分析を行い、制定を行いました。

新たな「春日部市立学校における働き方改革基本方針」（以下「本『基本方針』」という。）では、「明日も笑顔で 子どもたちの前に～働きやすいまち 働きがいのあるまち 春日部～」を掲げ、これまでの学校における働き方改革を一層推進してまいります。

令和5年度は、市内34校全てで学校運営協議会の運営体制が整います。学校と教育委員会が連携していくことはもちろんのこと、これまで以上に家庭や地域等も一緒になって、学校における働き方改革の目的や目指すべき方向性を共有し、共に取り組んでいくことが大切だと考えます。

以上のことから、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図るために、本「基本方針」に基づいた取組を推進してまいります。

令和5年3月
春日部市教育委員会
教育長 鎌田 亨

「春日部市立学校における働き方改革基本方針」概要 令和5年度～令和7年度

明日も笑顔で 子どもたちの前に～働きやすいまち 働きがいのあるまち 春日部～

目的：「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」

1 現状と課題

- 人的支援の拡充と総業務量削減の実現による抜本的な改革
- 教職員の意見やアイデアを市教育委員会の改善策により反映しやすくするRPDCAサイクルの強化
- 時間外在校等時間の長い教職員に対する個別対応

2 目標達成に向けた4つの視点と主な取組

ア 教職員の負担軽減のための条件整備

- ・業務の効率化の推進
- ・人的支援の拡充

イ 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

- ・市教育委員会主催の研修や諸行事の見直し
- ・学校への調査等の縮減の推進
- ・部活動や勤務開始前の業前活動の見直し
- ・給食費の公会計化
- ・年間授業時数の余剰時間縮減の推進

「時間外在校等時間 月45時間以内 年360時間以内」の教員数の割合を、令和7年度末までに100%に

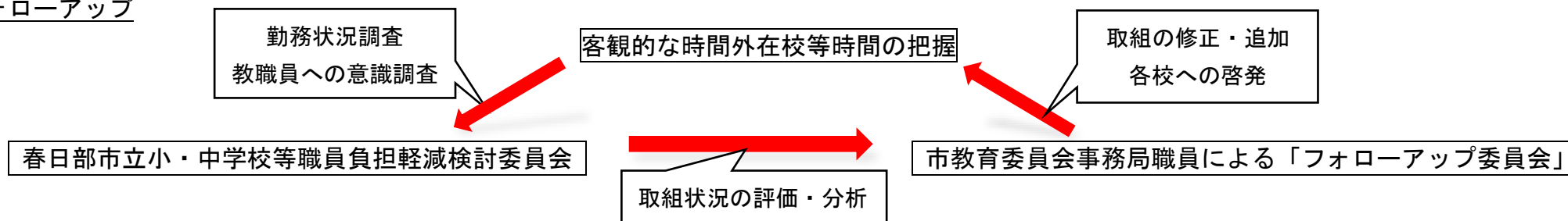
ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進

- ・教職員の健康管理の推進
- ・労働安全衛生法に基づく職場改善
- ・週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

エ 保護者や地域の理解と連携の促進

- ・教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進
- ・「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進
- ・「春日部市立中学校等部活動のあり方に関する方針」の推進

3 フォローアップ



1 「学校における働き方改革基本方針」の制定に当たって

(1) 本市のこれまでの取組

春日部市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、働き方改革を推進し、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることを目的とし、令和2年3月に「春日部市立学校における働き方改革基本方針」（以下「前『基本方針』」という。）を2年間の方針として策定しました。

目標を「教員の在校等時間の超過勤務の上限を『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）』で規定された『原則 月45時間以内、年360時間以内』とする」とし、目標達成に向けた4つの視点として「(A) 教職員の健康を意識した働き方の推進」「(B) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」「(C) 教職員の負担軽減のための条件整備」「(D) 保護者や地域の理解と連携の促進」を掲げました。

具体的には、「ふれあいデー」等による定時退庁や、「学校閉庁日」の設定による休暇取得を促進してきました。時間外在校等時間の客観的な把握に努めつつ、長時間勤務職員に対する産業医等による面接指導やストレスチェックの全校実施など、教職員の健康管理の環境整備にも力を注いできました。

また、学級担任の指導を支援する普通学級支援助手や特別支援学級助手を全校に配置し、複数での指導体制の充実を図ってきました。教職員への直接的な支援を行うスクール・サポート・スタッフも年々拡充し、学校に対する人的な支援を広げてきました。

さらに、教職員が学校を越えて資料等の共有が可能な共有フォルダの設置や、留守番電話の導入など、業務の効率化や放課後の時間確保などに努めてまいりました。

しかしながら、現在でも時間外在校等時間の長さは大きな課題の一つであり、目標達成には至っておりません。

このことから、前「基本方針」の評価・検証を行い、本「基本方針」の制定を行いました。以下に、その評価・検証の内容について示します。

(2) 教職員の勤務実態の現状と前「基本方針」の評価・検証

① 教職員の勤務実態の現状

○令和4年11月の教育職員における時間外在校等時間の状況

	小学校	中・義務教育学校
月45時間超	48.4% (57.5%)	47.0% (58.1%)
月80時間超	2.5% (11.5%)	6.1% (17.0%)

※（ ）内は令和3年11月の状況

○令和3年度の教育職員における時間外在校等時間の状況

	小学校	中・義務教育学校
年360時間超	71.9%	66.5%

○令和2年度から3年間の時間外在校等時間の推移（「勤務状況調査」より）

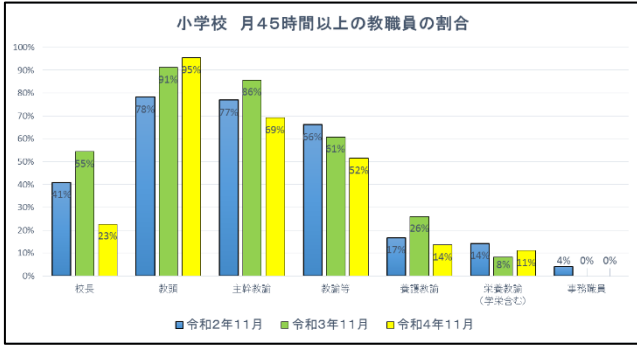


図 1-1 「月 45 時間超の教職員の割合 (小)」

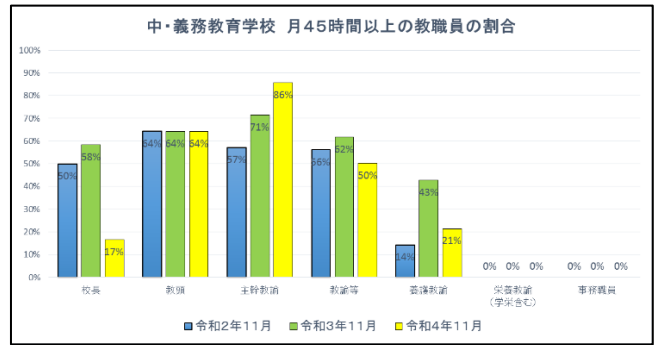


図 1-2 「月 45 時間超の教職員の割合 (中・義)」

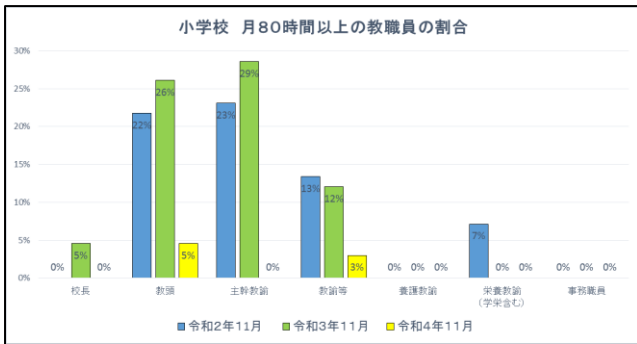


図 2-1 「月 80 時間超の教職員の割合 (小)」

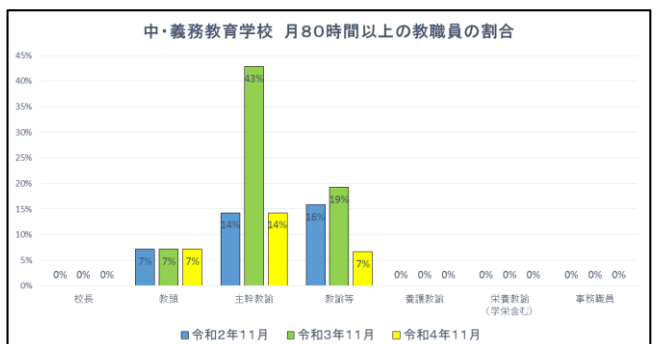


図 2-2 「月 80 時間超の教職員の割合 (中・義)」

(※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事や部活動の中止が多かったため参考値)

② 教職員意識調査 (令和4年11月実施 有効回答数706人)

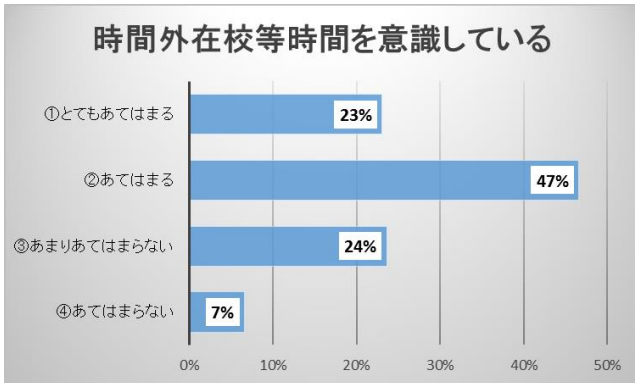


図 3 「時間外在校等時間への意識」

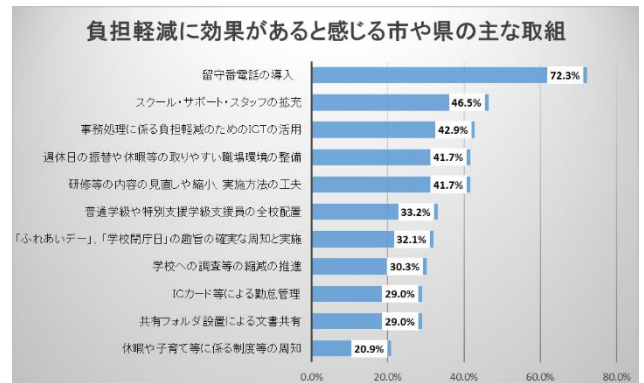


図 4 「前『基本方針』の効果的な取組」

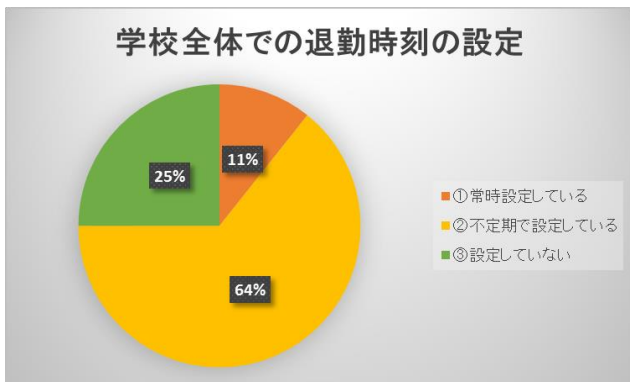


図 5 「退勤時刻の設定状況」

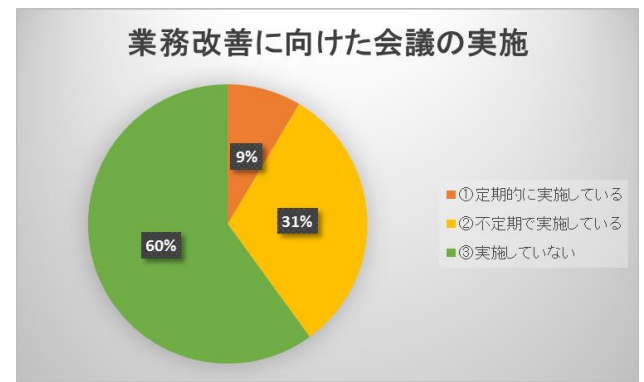


図 6 「業務改善会議の実施状況」

「学校における働き方改革」の成果を実感している教職員の声(令和4年11月意識調査より)

「児童に向き合う時間が増えました。」 **子どもと向き合う時間の確保!**

「休み時間に子どもと遊んだり、個別指導したりする時間が増えました。」

「教材研究の時間の確保ができるようになってきました。」

「効率を追求することで授業におけるねらいや手立て、成果が明確になりました。」

「授業改善に対する意欲の向上と時間の確保ができています。」

「以前より、家族との時間を大切にする意識が高まりました。」

「家族と一緒に夕食が食べられるようになりました。」 **プライベートの充実!**

「自分の子どもの為の時間につかたり、子どもの行事に参加できたりしています。」

「家族との時間が増えたり、趣味への時間が実際に増えたりしているので、生活に張りとう潤いが生まれています。」

「早く寝ることができるようになりました。」

「時間と心に余裕ができるので、色々なことに挑戦できるようになりました。」

「持ち帰りの仕事がほぼなくなりました。」 **時間外在校等時間の減少!**

「土日にどちらも学校に行くことが、数年前に比べて減りました。」

「職員の在校時間が短くなっているのに、教育活動の質が維持されていると感じます。」

「教職員が誰一人として心身の不調なく日々の業務を頑張っています。」

「退勤時間が早くなったことで、睡眠時間が増えました。」

業務改善!

輝く子どもや教職員の姿!

「子どもたちの笑顔や楽しそうな姿を見られています。」

「呼びかける前に退勤する教員が増えてきています。」

「成績処理や要録などの電子化が進んでいます。」

「会議等の精選と事前の会議内容の確認をしています。」

「健康観察アプリの導入が助かります。」

「なるべく、休日出勤しないように気をつけています。」

意識の向上!

「定時に帰れるように1週間など、見通しをもって仕事に取り組んでいます。」

「以前のやり方を変える意識をして、業務を増やさないようにしています。」

「退勤1時間前に、勤務終了時間から逆算して計画をたてて勤務にあたっています。」

2 「基本方針」の考え方

(1) 目的

「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」

学校における働き方改革の目的について、文部科学省は、「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」としています。

その上で、今回の制定では、春日部市の目指す学校における働き方改革のキャッチフレーズとして、「明日も笑顔で 子どもたちの前に～働きやすいまち 働きがいのあるまち 春日部～」を掲げました。これは、毎日全力で子どもたちと向き合う教職員の意見をもとにしたものです。その中では、「笑顔」というキーワードが最も多く挙げられました。教職員の笑顔は、子どもたちを育てる何よりの力になると確信しています。

そのためには、時間外在校等時間の縮減を求めるだけでは不十分であると考えます。保護者や地域の理解も得ながら、教育条件の整備や総業務量の削減等、総合的な手立てをバランスよく図っていく必要があります。また、仕事にやりがいを感じつつ、家族との時間や趣味などにも時間をかけられるなど、教職員が公私にわたって充実して初めて、本「基本方針」の目的が達成されるものであると考えます。

(2) 教職員の働き方の現状と課題

本市の教職員の時間外在校等時間は全体的に縮減傾向にあります。また、子どもと向き合い、本来の業務に打ち込むための時間や、家族と過ごしたりプライベートを充実させたりする時間を確保できるようになってきており、前「基本方針」のもとに進めてきた学校における働き方改革に、一定の成果が出ていることもわかりました。

しかし、依然として約4%の教職員が、月の時間外在校等時間が80時間を超えている状況（令和4年11月「勤務状況調査」より）は、大きな課題の一つです。「実感するほど成果が出ていると思えない」「絶対的な業務の量が変わらずに、在校時間を減らすので、中途半端で不十分なままの仕事も生まれている。」など、現状に対する厳しい意見があることも、意識調査から明らかになっており、現場の教職員の声として真摯に受け止めなければならないと考えます。

そこで、特に、以下の3点が課題となります。

- ①人的支援の拡充と総業務量削減の実現による抜本的な改革
- ②教職員の意見やアイデアを市教育委員会の改善策により反映しやすくするRPDC A（Research, Plan, Do, Check, Action）サイクルの強化
- ③時間外在校等時間の長い教職員に対する個別対応

(3) 目 標

「時間外在校等時間 月45時間以内 年360時間以内」の教職員数の割合を、令和7年度末までに100%にする。

目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、すべての本市小学校、中学校及び義務教育学校における時間外在校等時間の縮減を図ることとします。

段階的な指標として、令和5年度末までに60%、令和6年度末までに80%の教職員が目標達成することを目指します。

3 目標達成に向けた四つの視点と主な取組

(1) 目標達成に向けた4つの視点

- ア 教職員の負担軽減のための条件整備 **【重点】**
- イ 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減 **【重点】**
- ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進
- エ 保護者や地域の理解と連携の促進

(2) 主な取組

ア 教職員の負担軽減のための条件整備 **【重点】**

① 業務の効率化の推進

- ・成績処理や、指導要録等の事務処理に係る負担軽減のための校務支援システムの導入を、早急に進めます。
- ・業務の電子化やペーパーレス化、学校間での資料共有など、ICTの活用を一層推進します。

② 人的支援の拡充

- ・県教育委員会と連携し、スクール・サポート・スタッフの全校配置を目指します。併せて、有効に活用する方法等の情報提供を学校へ行います。
- ・部活動指導員を、令和4年度比で倍増します。
- ・教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて引き続き県や国に要望します。
- ・多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの運用の工夫に努めます。
- ・不登校児童生徒や保護者の相談対応のため、さわやか相談員及び地域教育相談員の配置と運用の工夫に努めます。

イ 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減 **【重点】**

① 市教育委員会主催の研修や諸行事の見直し

- ・市教育委員会主催の研修や諸行事について継続・廃止・縮小を検討するとともに、少なくとも、令和4年度比で10%以上の諸行事を廃止、またはオンラインの活用等による縮小をしていきます。

② 学校への調査等の縮減の推進

- ・市教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、過度な応対や接待は必要ない旨や、訪問の際の資料等の簡略化等の統一した方針を学校に通知します。
- ・調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用し、調査回数や項目を見直すとともに、ICTを活用した効率的な実施に努めます。

③ 部活動や勤務開始前の業前活動の見直し

- ・部活動の地域移行について、関係機関と協議し、段階的に進めていきます。
- ・部活動の朝練習を含め、勤務開始前の教育活動は、原則行わないよう各学校に対して働きかけます。
- ・月1回の「ノ一部活動デー」を設定し、実施するよう各学校に働きかけます。

④ 給食費の公会計化

- ・公会計化により、給食費の集金業務に係る負担を軽減します。

⑤ 年間授業時数の余剰時間縮減の推進

- ・学習指導要領が示す標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、年間授業時数を必要最小限とするよう学校に促します。

ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進

① 教職員の健康管理の推進

- ・客観的な出退勤記録を基に、長時間勤務職員に対する管理職による指導を促します。
- ・月の時間外在校等時間が80時間を越えた教職員に対し、管理職を通して産業医等による面接指導を勧奨します。
- ・面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や、校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働きかけます。
- ・計画的な休暇等取得促進を呼びかけます。
- ・春日部市立小・中学校等職員負担軽減検討委員会の在り方を見直し、より多様な職種の教職員の意見を反映させていきます。
- ・学校に対し、働き方改革に関する先行事例の紹介や、業務改善会議の導入への働きかけを行います。
- ・業務改善推進コーディネーターの育成を図り、各校の実践を市内に広めていきます。
- ・学校に対し、ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行い、職場改善への取組を一層進めます。

② 労働安全衛生法に基づく職場改善

- ・各学校に対して、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。
- ・労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備を推進します。

③ 週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- ・週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長研究協議会等で確実に周知し指導します。
- ・学校を通して、教職員に「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の周知に一層努めます。
- ・出産や育児、介護、傷病等の支援に係る意識啓発を促し、だれもが働きやすい職場環境づくりを目指します。

エ 保護者や地域の理解と連携の促進

①教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ・学校運営協議会を活用して、学校における働き方改革を推進するよう働きかけます。
- ・保護者や地域への啓発リーフレットを作成し、本「基本方針」の趣旨について保護者や地域の理解促進を図ります。
- ・小学校における児童の登校時刻の見直しについて、学校運営協議会の活用等の工夫により保護者・地域の理解を得られるよう学校へ働きかけます。目安として、令和4年度比で、15分遅らせることを目指します。
- ・引き続き留守番電話機能の運用をしていきます。

②「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- ・各学校に対し、「ふれあいデー」、「学校閉庁日」の趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。
- ・「学校閉庁日」を令和4年度比で2日間増設します。

③「春日部市立中学校等部活動のあり方に関する方針」の推進

- ・各学校に対し、生徒及び教職員の心身のバランスのとれた生活を推進するため、生徒及び保護者に「春日部市立中学校等部活動のあり方に関する方針」の意義について、丁寧に説明するよう働きかけます。

上記以外にも、各学校は独自に数多くの工夫した取組を行っています。春日部市として、各学校の工夫を継続して支援するとともに、積極的に市民に周知していきます。

【各学校の工夫の一例】

- ・「スイスイ帰ろうデー」の設定（週に1日以上曜日を決め、18時までの退勤を促す日）
- ・ヘルプボックスの作成（業務の偏りの解消）
- ・校務の困難度をポイント化した表の作成と活用
- ・打ち合わせ記録簿や職員会議資料の電子化
- ・ライフワークにあわせた退勤時刻の設定
- ・打ち合わせや会議回数の精選
- ・日直業務の縮小
- ・学年だより等配付物の見直し
- ・学校行事の見直し
- ・毎学期の通知表作成の見直し
- ・日課の工夫
- ・定期的なフォルダの一斉整理
- ・健康観察アプリの導入 など

4 フォローアップと今後の進め方

(1) フォローアップ

- ① 客観的な時間外在校等時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- ② 「春日部市立小・中学校等職員負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- ③ **市教育委員会事務局職員による「フォローアップ委員会」での取組状況の評価・改善**

働き方改革の取組を着実に実施していくため、①及び②により、業務改善の取組を促進していきます。①については、ＩＣカードによる出退勤記録を引き続き活用し、教職員の時間外在校等時間を客観的に把握することで、各学校において教職員の健康管理を行います。②については、市内教職員への意識調査を定期的に行い、「春日部市立小・中学校等職員負担軽減検討委員会」で協議し、意見聴取を行います。

③については、①及び②を踏まえ、市教育委員会事務局職員による「フォローアップ委員会」において、本「基本方針」の取組状況について評価・改善を行っていきます。

(2) 今後の進め方

本市の学校における働き方改革の取組は、埼玉県教育委員会の「学校における働き方改革基本方針」（令和４年４月）及び、本「基本方針」に基づき、取組を進めます。

今後、新たな法令等が制定された場合や、埼玉県教育委員会の「学校における働き方改革基本方針」に変更があった場合等には、令和８年３月３１日を待たずに、本「基本方針」の見直しを行うことがあります。